

輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号農産園芸局長通達）の一部改正
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（定義） 第 2 （略） 2～10 （略） 11 この要綱において次のものは、植物（規則別表 1 の 2 に掲げる地域において栽培されたものを除く。）とみなす。 （1） （略） （2）規則別表 1 の 2 の 10 の項、19 の項及び 21 の項に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。） （3） （略） 12 （1） （略） （2）この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の 2 の 10 の項、19 の項及び 21 の項に掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 （3） （略）	（定義） 第 2 （略） 2～10 （略） 11 この要綱において次のものは、植物（規則別表 1 の 2 に掲げる地域において栽培されたものを除く。）とみなす。 （1） （略） （2）規則別表 1 の 2 の 10 の項、19 の項から 21 の項まで及び 23 の項に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの（以下「試験種子」という。） （3） （略） 12 （1） （略） （2）この要綱において「試験種子検査」とは、大臣許可手続により輸入を許可された試験種子について、規則別表 1 の 2 の 10 の項、19 の項から 21 の項まで及び 23 の項に掲げる検疫有害植物（検疫有害動植物のうち有害植物であるもの。以下同じ。）の付着の有無を植物防疫官が検査することをいうものとする。 （3） （略）

13 (略)

別表 1 (第 2 の 1、第 3、第 4、第 5 の 3、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係)

輸入禁止品の区分

輸入禁止品の グループ名		輸入禁止の対象
大区分	小区分	
A	1	(略)
	2	(略)
	3	規則別表 1 の 2 の 10 の項、 <u>19 の項及び 21 の項</u> までに掲げる種子であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B	(略)	(略)
C	(略)	(略)
D		(略)

別表 8 (第 7 の 1 関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指定微生物株保存機関名	保存菌株番号に付され	所在地
-------------	------------	-----

13 (略)

別表 1 (第 2 の 1、第 3、第 4、第 5 の 3、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係)

輸入禁止品の区分

輸入禁止品の グループ名		輸入禁止の対象
大区分	小区分	
A	1	(略)
	2	(略)
	3	規則別表 1 の 2 の 10 の項 <u>及び 19 の項から 23 の項</u> までに掲げる種子であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの
B	(略)	(略)
C	(略)	(略)
D		(略)

別表 8 (第 7 の 1 関係)

指定微生物株保存機関の一覧表

指定微生物株保存機関名	保存菌株番号に付され	所在地
-------------	------------	-----

	る記号	
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構		
<u>植物防疫研究部門 (NIPP)</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<u>畜産研究部門 畜産飼料作物研究領域</u>	(略)	(略)
(NILGS)		
(略)	(略)	(略)
<u>農業環境研究部門 (NIAES)</u>	(略)	(略)
<u>基盤技術研究本部遺伝資源研究センタ</u>	(略)	(略)
<u>二 (NGRC)</u>		
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表 9 (第 19 の 3 関係)

輸入許可条件の解除に係る検査の方法

区分	対象検査有 害動植物	試験研究等の過 程で生成された 植物の部分	検査方法
規 則 別	(略)	(略)	(略)
表 1 の	<i>Apiosporina</i>	(略)	(略)
2 に掲	<i>morbosa</i>		
げる植	<u><i>Bretziella</i></u>		

	る記号	
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構		
<u>中央農業研究センター (CARC/NARO)</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
<u>畜産研究部門 畜産飼料作物研究拠点</u>	(略)	(略)
(NILGS)		
(略)	(略)	(略)
<u>農業環境変動研究センター (NIAES)</u>	(略)	(略)
<u>遺伝資源センター (NGRC)</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(注) (略)

別表 9 (第 19 の 3 関係)

輸入許可条件の解除に係る検査の方法

区分	対象検査有 害動植物	試験研究等の過 程で生成された 植物の部分	検査方法
規 則 別	(略)	(略)	(略)
表 1 の	<i>Apiosporina</i>	(略)	(略)
2 に掲	<i>morbosa</i>		
げる植	<u><i>Ceratocystis</i></u>		

物(同表 に掲げ る地域 におい て栽培 された ものを 除く。) に対す る検査 の方法	<u>fagacearum</u> (ナラ類しおれ 病菌) <i>Deuterophoma</i> <i>tracheiphila</i> <i>Eutypa lata</i> <i>Sphaeropsis</i> <i>tumefaciens</i> (カンキツ類て んぐ巢病菌)			物(同表 に掲げ る地域 におい て栽培 された ものを 除く。) に対す る検査 の方法	<u>fagacearum</u> (ナラ類しおれ 病菌) <i>Deuterophoma</i> <i>tracheiphila</i> <i>Eutypa lata</i> <i>Sphaeropsis</i> <i>tumefaciens</i> (カンキツ類て んぐ巢病菌)		
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(削る) <i>Clavibacter</i> <i>michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ	(略)	(略)		<u>Pantoea</u> <u>stewartii</u> subsp. <u>stewartii</u> (トウモロコシ 萎ちょう細菌病 菌) <i>Clavibacter</i> <i>michiganensis</i> subsp. <i>nebraskensis</i> (トウモロコシ	(略)	(略)

	葉枯細菌病菌)				葉枯細菌病菌)		
	(削る)	(削る)	(削る)		<u>Broad bean true mosaic virus</u> (ソラマメトゥルーモザイクウイルス)	種子	全量について、採種用の母本の生育最盛期に検査を行って、本ウイルスに侵されていないことを確認する。
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則別	(略)	(略)	(略)	規則別	(略)	(略)	(略)
表 2 の	<u>Broad bean stain virus</u>	(略)	(略)	表 2 の	<u>Broad bean stain virus</u>	(略)	(略)
2 に掲	<u>Pantoea stewartii</u> subsp. <u>stewartii</u> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)	生 植 物 (果実を 除き、種 子 を 含 む。)	種子について、PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 460 粒について、最大 100 粒ずつ実施す	げる植 物であ って同 表の基 準に適 合しな いもの に対す る検査 の方法	(新設)	(新設)	(新設)

			る。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が4,600粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供する。 又は、全量について、生育最盛期に検査を行って、若しくは、生育期間中に、PCR法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って、本細菌に侵されていないことを確認する。						
	<u>Broad bean true mosaic virus</u> <u>(ソラマメトウルーモザイクウイルス)</u>	<u>生植物</u> <u>(果実を除き、種子を含む。)</u>	<u>種子について、ELISA法等の適切な血清学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認する。検定は、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一</u>		(新設)	(新設)	(新設)		

			<u>の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 100 粒ずつ実施する。なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10% を抽出し検定に供する。</u> <u>又は、全量について、生育最盛期に検査を行って、若しくは、生育期間中に、ELISA 法等の適切な血清学的手法による検定を行って、本ウイルスに侵されていないことを確認する。</u>					
注 1 ～注 3 (略)				注 1 ～注 3 (略)				

附 則

この改正は、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年農林水産省令第 18 号）の施行の日から施行する。